

セーフティネット保証 1 号に係る市長認定申請について

この資料は「経営安定関連(セーフティネット)保証 1 号に係る市長認定」の申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

<手順>	<備考>
<手順1> 大型倒産事業者のうち、国が指定する事業者※に対して、以下の要件のいずれかに該当するか確認する。 ① 50 万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む)債権又は前渡金返還請求権を有していること。 ② 50 万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、最近 6 か月又は 12 か月の全取引額(※1)に占める指定事業者との取引額(※2)の割合が 20%以上であること。	※中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定による国の指定事業者は、官報(HP を含む)に告示されます。官報告示は申請の指定期間を 1 年にしていますので、その期間内に申請する必要があります。 (※1)、(※2) 取引額は「売上高」又は「商品仕入額」のいずれかとします。 (※2) 指定事業者と直接の取引を有している(又は有していた)ことが必要です。
<手順2> 必要書類を準備して申請書を作成する。	・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください。
<手順3> 市長認定窓口予約を行い、書類を予約当日に市へ提出する	・土・日・祝日・年末年始を除く前日までに[e-KOBE]からお申込みください。
<手順4> 認定審査を受けて、認定書の交付を受ける。	・下表(提出方法と審査方法及び交付までの所要日数)をご確認ください。

<提出方法と審査方法及び交付までの所要日数>

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

2.必要書類

[\[様式のダウンロード\]はこちら](#)

・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります

法人	個人事業主
(1)認定申請書	
(2)当該事業者に対しての債権額を確認できる資料 ①【手形取引がある場合】 受取手形(表裏)の写し ※原本が金融機関保有の場合は、金融機関が発行する保有証明書等 【手形取引がない場合】 売掛金台帳、得意先元帳、納品書、請求書及び入金状況が確認できる資料等の写し ② ①の書類に加えて、当該事業者との取引規模を確認できる書類等 例):裁判所・弁護士等からの決定通知書、取引規模の確認できる売上台帳等、債権登録等	
(3)履歴事項全部証明書(写し) ※主に事業実態(事業所所在地が神戸市内であることを確認するための書類となります ※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類(支店登記、許認可証、賃貸借契約書等)をご提出ください ※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません	(3)確定申告書(青色又は白色)(写し) ※主に事業実態(事業所所在地が神戸市内であることを確認するための書類となります ※確定申告書のうち、以下のいずれかをお持ちください ・決算書(青色申告の場合) ・収支内訳書(白色申告の場合) ※電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください ※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、 <u>確定申告書に加えて、「個人の開業届」や「許認可証等」</u> をお持ちください
(4)誓約書 ※金融機関等による代理申請の場合は不要となります	
(5)委任状兼誓約書 ※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります <u>※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください。</u>	